

化学物質管理者（取扱い事業場向け1日コース）講習のご案内

岡崎労働基準協会

〒444-0831 岡崎市羽根北町一丁目3番地8

TEL (0564) 52-3692

FAX (0564) 54-0739

<http://www.okazaki-rouki.com>

労働安全衛生規則等の改正が行われ、化学物質管理の仕組みが、これまでの特化則、有機則等に基づく個別具体的な規制から、自律的な管理を基軸とする規制へ大きく転換されることになりました。

令和6年4月より、化学物質を製造し、又は取扱う事業場は化学物質管理者を選任し、化学物質に係るリスクアセスメントを実施すること等が必要となります。当協会では、化学物質を取扱う事業場向けに、当該管理者を養成する講習会を下記のとおり開催いたしますので、受講されますようご案内申し上げます。

記

- 日時 2024年11月26日（火）9時00分～16時40分
*受付は8時40分より行います。
- 会場 岡崎市中心企業・勤労者支援センター
（岡崎市羽根町字小豆坂117-3）
- 定員 40名（※受講者数が少ない場合は、講習会を中止することがあります。）
- 受講料 会員 15,070円（本体 13,700円） 非会員 19,470円（本体 17,700円）
※受講料には、消費税・テキスト代含む。昼食はご用意しません。
各自弁当等をご持参ください（近くに飲食店・コンビニは殆どありません）。
- 申込方法 電話にて予約をお願いします。受講申込書を11月12日（火）までに当協会へ提出願います。（FAX可）受講料は、協会窓口持参または請求書発行後 振込をお願いします。
- その他 納入された受講料は11月19日（火）までに取り消しの連絡が無い場合は返金できません。やむを得ない事情により、受講者を変更する場合は交代者の申込書を作成し、講習日前日までに提出し受講票の訂正を受けて下さい。
※全課程を修了した方には、修了証を交付いたします。

参考 令和6年4月より施行される主な事項

- ・ 通知・リスクアセスメント対象物質が追加されます。
- ・ 濃度基準値が設定された物質を取り扱う屋内作業場では、労働者のばく露の程度を基準以下にすることが必要になります。
- ・ 皮膚等障害化学物質への接触防止措置が必須となります。
- ・ 化学物質を扱う事業場は、化学物質管理者の選任が必要となります。
- ・ 法令で保護具着用が義務付けられる作業を行う場合は、保護具着用管理責任者の選任が必要となります。
- ・ 作業環境測定結果が第三管理区分とされた場合の措置が強化されます。

◎注意事項

- ・ 当日の朝、自ら検温等を行い、体調のすぐれない場合は受講をご遠慮ください。
- ・ 昼食はご用意しません。各自弁当等をご持参ください（近くに飲食店・コンビニは殆どありません）。
- ・ 教室内自席で弁当等を召し上がることはできません。
- ・ 弁当のごみ等は施設内で廃棄できません。各自お持ち帰りください。

（開催当日、本人確認のため運転免許証、パスポート、在留カード等確認できるものをお持ち下さい。）

化学物質管理者取扱講習（1日コース）申込書

2024年11月26日

事業所名	会 員		
	いずれかに○（岡崎・刈谷・豊田・西尾）		
	非会員		
所在地	〒	業 種	
	TEL	担当者氏名	
	FAX	所属部署名	
		T E L	
受講番号 ※記入不要	受講者氏名	フリガナ	生年月日
			西暦 年 月 日
			西暦 年 月 日
			西暦 年 月 日
			西暦 年 月 日
			西暦 年 月 日

※この申込書の個人情報は、当該講習の必要事項以外に使用することはありません。

《講習会場》 岡崎市中小企業・勤労者支援センター

岡崎市羽根町小豆坂 117-3

TEL 0564-52-4611

